

# 厚生委員会勉強会記録

開催日時 平成29年2月6日(月) 13:03~13:25

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

西川 均 委員長  
小林 照代 副委員長  
山中 益敏 委員  
中川 崇 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員  
秋本登志嗣 委員  
小泉 米造 委員  
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 土井 健康福祉部長 ほか、関係職員

傍聴者 7名

議 事

- (1) 奈良県手話言語条例(案)について
- (2) その他

<会議の経過>

○西川委員長 ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の欠席委員は、おられません。

本日、当委員会に対し、7名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知いただきますようお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、案件に入ります。

まず、奈良県手話言語条例(案)について、12月26日から1月16日に実施をしましたパブリックコメントの結果を事務局から説明をしていただきます。

○堀井政務調査課課長補佐 それでは、事務局から説明します。

前回の委員会で奈良県手話言語条例の原案の骨子をお示しして、昨年12月26日から1月16日まで県民の皆様からの意見を募集しました。当条例に対する関心は非常に高く、39名の皆様から130件のご意見をいただきました。ご意見の中には、当条例制定に対して非常に喜ばしいという条例制定を評価し、期待を寄せるというご意見も複数いただいております。本日の委員会では、130件のご意見を51項目に集約して資料1としてお示ししております。

まず、条例全体に対するご意見を6点いただいております。

資料1をごらんください。1、「努める」という表現についてのご意見です。このことは、さきの委員会で委員から質問もあり、先行する8県の表現を比較してみました。必ずしも表現が統一されていませんでしたので、回答にありますように、個々の条文の特性を勘案して規定したいと考えております。原案でお示した末尾の表現には変更を加えておりません。

2、行政の考えや理想と当事者の現実に温度差があり、見える、感じる、使える施策でないという意味をなさないのではというご意見をいただきました。回答欄にありますように、具体的な取り組みの内容については、施策が計画される中で検討されると思います。また、計画策定時には、パブリックコメントを実施して広く皆様からご意見をいただくこととなりますとしております。

なお、ご意見の中で最も多かったのが、具体的な施策を条文に規定してほしいというご意見でした。例えば、39、40、41をごらんいただきたいのですが、取り組みを具体的に規定することを求めるご意見になっています。今申し上げましたとおり、具体的な取り組みの内容については、施策が計画される中で検討されるのが適切であると考えていますという回答としております。

続きまして、ご意見に基づいて条文を修正した部分についてご説明いたします。

資料1で黄色で塗り潰した項目と資料2の条例案もあわせてごらんください。

まず、12は、第3条の手話の意義に対するご意見ですが、**「社会生活」**だけでなく**「日常生活又は社会生活」**としてはとのご意見です。第3条に対してのご質問ですが、資料2、条例案の2ページ第2条をごらんいただきますと、**「日常生活又は社会生活」**という言葉を入れております。そこで、第3条も、ご意見どおり、**「日常生活又は」**を追加しております。

資料1の17、第4条の基本理念に対するご意見ですが、わかりやすい表現に改めてはとのご意見です。資料2の第4条をごらんいただきますと、原案では確かに主語が3つあるような形で、わかりにくいものでした。そこで、修正条文を読み上げますけれども、「手話の普及等は、手話が、ろう者による情報の取得、意思の表示及び他人との意思疎通の手段として必要な言語であるという基本的な認識の下に行わなければならない」としております。

資料1の27、第8条の事業者の役割に対するご意見ですけれども、「手話の使用に関しての配慮」という文言を加えてほしいというご意見です。資料2の第8条をごらんいただきますと、「事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うように努める」としてしております。原案の「利用しやすい」「働きやすい」をより具体的に限定し、「ろう者を雇用するとき」としました。

資料1の33、第10条の手話を学ぶ機会の確保等に対するご意見ですが、手話を必要としている聴覚障害者が手話を学ぶ機会を保障することを規定してほしいというご意見です。資料2の4ページ、第10条第2項に「県は、中途失聴者、難聴者その他の会話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする」との規定を追加しております。

資料1の36、第11条に対するご意見ですが、「ろう者等の相談」ですけれども、この「等」にどのような人たちが含まれるのかわかるようにしてほしいというご意見でした。第11条をごらんいただきます前に、資料2の5ページ、第16条ををごらんいただきますと、「ろう者等による普及啓発」という表題としております。この第16条の「ろう者等」は、本文から「ろう者及びろう者の団体」を指しておりますので、第11条と第16条で意味の違う「ろう者等」が混在している状態になっておりました。そこで、第11条の「ろう者等」を「ろう者、その家族等」と修正しております。

資料1の42、第12条に対するご意見として、手話を使うことができる者と手話通訳者は違うので、分けて規定するのご意見です。回答欄には、手話通訳者は、手話を使うことができる者に含まれると考えますとしています。このことをはっきりするために、第12条を、「ろう者が地域において生活しやすい環境に資するため、手話通訳者その他の手話を使うことができる者」と修正しております。

以上がご意見に基づく修正ですが、その他、3点、条文を修正しております。

資料2の1枚目の前文ですが、原案では、5行目に「明治時代に始まり」としていただすけれども、手話の始まりが不明確だということで、「ろう者の集団で生まれ」としております。

2点目、資料2の2ページ、第1条に「全ての県民が」という主語を追加しております。これも、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の条文と合わせた形で、「全ての県民が」を挿入しております。

3点目ですけれども、6ページ、奈良県障害者施策推進協議会の関係条文になるのですが、附則の書きぶりを修正しております。

パブリックコメントの主な意見と、その回答及びご意見に伴う条文修正の説明は以上です。

**○西川委員長** ありがとうございます。

申しおくれましたがきょうは、理事者側、・知事公室次長防災統括室長事務取扱は欠席です。代理出席もございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいま説明がありましたパブリックコメントの意見にもありましたが、条文には、何々に努めるという規定と何々しなければならないという規定があります。前回の委員会でも、この使い分けについて議論をして、検討していただくことになっておりました。

そこで、土井健康福祉部長からご説明をお願いしたいと思います。

**○土井健康福祉部長** それでは、今、委員長からお話のございました表現の使い分けに関する考え方等につきまして、私からご説明申し上げます。

まず、法令用語上の一般的な使い方でございます。「しなければならない」または「するものとする」という表現につきましては、いずれも行政機関などに対して一定の行為を義務づける意味で使用されるものでございます。「しなければならない」というほうが義務づけが強く、「するものとする」というのは、断定的に拘束するよりは、取り扱いの原則や方針を宣言するというニュアンスが込められています。一方、「努めるものとする」は、法令上、何らかのことを実行し、実現するよう努力するという意味でよく用いられる表現でございます。

本条例案におきましては、「しなければならない」「するものとする」「努めるものとする」という3つの表現が使い分け、使用されております。これらの表現の使い方につきましては、ただいまご説明のありました資料1の1にございますように、県民や事業者についての規定など義務規定になじまない規定もあり、努力義務規定とするか、義務規定とす

るかは個々の条文の特性を勘案して規定しますと、事務局でも、そういった考え方を基本に整理をしていると考えております。

具体的には、資料2の2ページ、第3条の手話の意義、第4条の基本理念、3ページ、第5条の県の責務については、「しなければならない」あるいは「するものとする」と記載していただいております。

次の第6条の市町村との連携及び協力につきましては、訓示的な内容を含めた努力義務規定という整理をしていただいております。第7条の県民の役割、第8条の事業者の役割におきましては、社会福祉関係の法律でよく用いられておりますが、県民、事業者それぞれの自主的な努力を促すという趣旨から「努めるもの」と規定していただいております。

第9条からは、県が行う計画の策定及び施策の推進についての規定でございます。まず、第9条におきまして、県が行う計画の策定及び推進に関する基本的な事項につきまして、義務づける規定を定めていただいております。

4ページ、第10条の手話を学ぶ機会の確保等からは、今申し上げました第9条の基本的な事項に関する義務規定のもと、さらに、計画の策定及び推進に関する項目を定めただきまして、それぞれの項目ごとに訓示的な内容を定めた努力義務を課する規定を定めていただいていると考えております。

最後に、5ページ、第18条の財政上の措置でございます。これにつきましては、資料1にも記載していただいておりますが、その時々々の社会情勢や県の財政状況等を踏まえて総合的に検討されるものであることから、努力義務規定を定めていただいていると考えています。

なお、先ほどご説明のありましたように、他県の先行事項と比較いたしましても、ほぼ同様に遜色のない規定だと考えています。

以上が条文の表現、使い分けについての考え方の整理等でございます。

○西川委員長 ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○梶川委員 パブリックコメントを受けて精査されていまして、これでいいと思います。

○西川委員長 ほかになければ、条例案について、委員の方のご意見はないものといたします。

それでは次に、理事者側からのご意見等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまの意見を踏まえ、条例案を作成し、2月22日開催の事前委員会で

決定したいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の厚生委員会を終わります。